

## 「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」を 特定化学物質として規制



厚生労働省では、2020年3月30日、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、諮問が行われ、いずれも妥当であるとの答申がありました。

内容としては、今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、これらの化学物質による労働者へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質として規制するというものです。

### ・塩基性酸化マンガン

従来の「マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)」が「マンガン及びその化合物」に改正され、その管理濃度が  $0.2\text{mg}/\text{m}^3$  (粒径指定なし) から  $0.05\text{mg}/\text{m}^3$  (レスピラブル粒子) に引き下げられます。

### ・溶接ヒューム

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、2021年4月1日から2022年3月31日の間に個人サンプリング法により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定する必要があります。

また、全体換気装置による換気の実施や有効な呼吸用保護具の使用等の措置が必要になります。

政省令等の公布は4月下旬、施行は2021年4月1日を予定しており、所要の経過措置が設けられます。

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年3月30日付 厚生労働省報道発表資料](#)

分析技術箇所 野村咲子